

資料No. 3

議案第 号

岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成28年6月 日提出

岡谷市長 今井 竜 五

理 由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第12号）の公布、施行に伴い、改正いたしたい。

岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
岡谷市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成26年岡谷市条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年12月18日 条例第22号</p> <p>（職員） 第10条</p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならぬ。</p> <p>（4）学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>附則（平成26年条例第22号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、交付の日から施行する。</p>	<p>○岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年12月18日 条例第22号</p> <p>改正 平成28年 月 日 条例第 号</p> <p>（職員） 第10条</p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならぬ。</p> <p>（4）学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>附則（平成26年条例第22号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、交付の日から施行する。</p>